

議事日程第5号

令和8年6月18日（木）

第1 議案上程（議案第44号から第59号まで及び報告第4号から第10号まで）

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会設置、付託

第3 議案上程（議案第60号）

提案理由の説明（市長）、質疑

第4 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番 夏井博子	2番 船木一人	3番 小野肇
4番 吉田洋平	5番 進藤優子	6番 佐々木克広
7番 蓬田司	8番 安田健次郎	9番 佐藤誠
10番 畠山富勝	11番 猿田真	12番 鈴木元章
13番 太田穰	14番 古仲清尚	15番 船木正博
16番 三浦利通		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局 長	原田 徹
副事務局 長	濱野 美紀子
局長 補 佐	三浦 洋平
主 席 主 査	中川 祐司

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
総 務 企 画 部 長	杉 本 一 也	市 民 福 祉 部 長	畠 山 隆 之
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	三 浦 大 成	産 業 建 設 部 長	鈴 木 健
企 業 局 長	湊 智 志	企 画 政 策 課 長	夏 井 大 助
総 務 課 長	平 塚 敦 子	財 政 課 長	沼 田 弘 史
福 祉 課 長	北 嶋 三 世	生 活 環 境 課 長	高 桑 淳
観 光 課 長	村 井 千 鶴 子	男 鹿 ま る ご と 売 込 課 長	伊 勢 谷 毅
農 林 水 産 課 長	竹 内 弘 和	建 設 課 長	三 浦 昇
病 院 事 務 局 長	天 野 秀 一	会 計 管 理 者	佐 藤 静 代
教 育 総 務 課 長	湊 留 美 子	こ ど も 未 来 課 長	伊 藤 昌 人
選 管 事 務 局 長	(総 務 課 長 併 任)	監 査 事 務 局 長	佐 藤 一 明
農 委 事 務 局 長	濱 野 勇 幸	ガ ス 上 下 水 道 課 長	斉 藤 清 彦

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（三浦利通） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通） 本日の議事は、議事日程第 5 号をもって進めます。

日程第 1 議案第 44 号から第 59 号まで及び報告第 4 号から第 10 号まで
を一括上程

○議長（三浦利通） 日程第 1、議案第 44 号から第 59 号まで及び報告第 4 号から第 10 号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

初めに、杉本総務企画部長の説明を求めます。杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） それでは、議案第 44 号について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書 2 ページをお願いいたします。

男鹿市行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示送達の実態に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

改正後と改正前の対照表であります。

下線の引かれた部分が改正箇所、第 15 条第 3 項及び第 4 項で、これまで不利益処分の対象となる方の所在が判明しない場合、市役所掲示場への掲示によって行っていた公示送達を、不特定多数の方が閲覧することができる状態にすること及びこれまで同様、掲示場への掲示、または事務所に設置したパソコン画面、想定は総務課内のパソコンを想定しております。これに表示のいずれかの方法により行うこととする規定を加えるものであります。

次の――

○議長（三浦利通） 暫時休憩します。

午前 10 時 03 分 休 憩

午前 10 時 04 分 再 開

○議長（三浦利通） 再開します。

○総務企画部長（杉本一也） 4 ページをお願いいたします。

第 16 条、第 22 条及び第 29 条は、改正に伴う条文の整理であります。

施行期日は公布の日で、改正後の規定は施行の日以後の通知から適用するものであります。

次に、議案書 6 ページをお願いいたします。

議案第 45 号男鹿市市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準に関する特例措置の軽減割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

改正後と改正前の対照表であります。

附則第 10 条の 2 第 10 項から第 16 項までは、それぞれの軽減割合を記載のとおり改めるものであります。

資料変わりました、「令和 8 年 6 月定例会提出議案の概要」2 ページをお願いします。

参考として、課税標準の特例割合を記載しております。表の右側が改正後となります。

地域と共生した国産再エネの普及拡大を図るため、ペロブスカイト太陽電池や洋上風力へ支援を重点化することとし、太陽光発電設備は、シリコン系を対象外とした上で、ペロブスカイト太陽電池に係る特例割合を 2 分の 1 とするものであります。

また、風力発電設備は、洋上風力発電を拡充し、陸上風力は地域共生案件に限定するなどの見直しを行った上で、それぞれ記載の特例割合を適用するものであります。

資料戻りまして、議案書 8 ページをお願いします。

施行期日は公布の日で、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものであります。

次に、9 ページをお願いします。

議案第 46 号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し

上げます。

提案理由は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、子ども・子育て支援納付金に関する規定を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。１０ページになります。

改正後と改正前の対照表であります。

第４条は、課税額を規定するものでありますが、改正に伴う条文の整理を行った上で、次のページ、第５項で、その限度額を３万円とするものであります。

第７条の２第１項第１号は、改正に伴う条文の整理であります。

次のページをお願いします。

第１１条の３から第１１条の６までは、税率を所得割額０．３２パーセント、被保険者均等割額を１，１００円、１８歳以上被保険者均等割額を４０円とするほか、世帯別平等割額を８００円と定めるものであります。

次のページをお願いします。

第２３条は、均等割及び平等割、いわゆる応益分の減額について定めるもので、第１項第１号では７割軽減を、次のページ、第２号では５割軽減を、次のページ、第３号では２割軽減を規定するものであります。

次のページ、１６ページをお願いします。

第２項第３号は、軽減区分に応じた未就学児の均等割額を定めるもので、次のページ、第３項は、産前産後期間の免除について定めるものであります。

次のページをお願いします。

第４項は、１８歳未満の方の均等割を全額免除する規定、子どもに対する均等割は課さないとする規定であります。これを定めるものであります。

附則第７項から、２４ページ、第１７項までは、改正に伴う条文の整理であります。

２５ページをお願いします。

施行期日は公布の日で、令和８年４月１日から適用するものであります。

次に、６３ページをお願いいたします。

議案第５１号北浦コミュニティセンター移転改修工事請負契約の締結について御説

明申し上げます。

本議案は、昨年３月に閉校した北陽小学校校舎を改修し、北浦コミュニティセンターの移転を進めることとしておりますが、その改修工事の請負について本契約締結に向け議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、北浦コミュニティセンター移転改修工事で、先月７日に条件付き一般競争入札を行った結果、工事請負契約金額１億７，３０３万円で、藤田建設株式会社が落札したことから、本契約を締結するものであります。

なお、完成期日は令和９年２月１０日で、同年４月のオープンを目指してまいります。

次に、６５ページをお願いいたします。

議案第５３号財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

本議案は、「旧若美漁港多目的広場休憩所」を無償譲渡するため、議会の議決を求めるものであります。

譲渡する財産は、男鹿市野石字中台７４番地５８に所在する平成５年建築の木造平屋建、床面積８６．３３平方メートルの建物であります。

譲渡の相手方は、男鹿市野石字柳原１７０番地４、オガーレ若美北部出品会 代表加藤健一であります。

次に、６６ページをお願いいたします。

議案第５４号字の区域の変更について御説明申し上げます。

提案理由は、航空自衛隊加茂分屯基地の専用道路敷地として使用されている国有林について、所管を林野庁から防衛省へ移管する必要性が生じております。

当該地は、国有林として「字地番」が付されていない区域であるため、土地異動の登記が困難な状況にあることから、林野庁からの依頼を受け、円滑な事務執行を目的として字の区域を設定・変更するものであります。

変更箇所は計５か所で、「安全寺眞山字男鹿山国有林地内」の一部については、「北浦安全寺字樋渡沢」と設定いたします。

また、６７ページから７０ページ、「瀧川字男鹿山国有林地内」の４か所については、「男鹿中瀧川字三ツ森」と設定するものであります。

なお、今回設定する字の区域の名称は、当該地に最も近接する字名としておりま

す。

説明は以上であります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通） 次に、鈴木産業建設部長の説明を求めます。鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木健 登壇】

○産業建設部長（鈴木健） 私からは、産業建設部所管に係る議案について補足説明を申し上げます。

恐れ入ります、議案書の２６ページをお願いいたします。

議案第４７号男鹿市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、林野火災に関する注意報の運用が開始されたこと等に伴い、火入れの中止要件を追加するほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正前と改正後の対照表で、改正箇所は、下線が引かれた部分であります。

第１４条で火入れの中止要件を規定しておりますが、その要件に「暴風特別警報」「暴風警報」「林野火災に関する注意報」を加えるほか、「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改めるものであります。

附則は、この条例の施行期日を公布の日とするものであります。

次のページをお願いいたします。

議案第４８号男鹿市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、子育て世帯への住宅供給及び定住促進を目的に、財産処分の制限期間が満了した平成５年度建設の特定公共賃貸住宅３棟について、用途廃止の上、一般世帯へ売却するほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正前と改正後の対照表で、改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分であります。

第2条でございますが、同条第2号で引用しております特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、同規則第1条第3号を第4号に改めるもので、別表第1及び次のページの別表第2の改正は、特定公共賃貸住宅1号から3号までの住宅及び駐車場区画に関する部分を削るものであります。

附則は、この条例の施行期日を公布の日とするもので、公布後は速やかに用途廃止及び適正価格による住宅の売却に向けた公募手続を進めることとしております。

次に、71ページをお願いいたします。

議案第55号市道の廃止についてであります。

本議案は、道路改良に伴い、立石大久保線、延長764メートルの市道を廃止するもので、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページは、市道廃止調書であります。

次のページ、73ページをお願いいたします。

議案第56号市道の認定についてであります。

本議案は、前議案同様、道路改良に伴い、立石大久保線、延長747メートルを市道認定するものであります。

次のページは市道認定調書であります。

私からの説明は以上であります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通） 次に、湊教育総務課長の説明を求めます。湊教育総務課長

【教育総務課長 湊留美子 登壇】

○教育総務課長（湊留美子） 私からは教育委員会関係の議案について御説明申し上げます。

議案書の33ページをお開き願います。

議案第50号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定を整備するため、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

条例改正の背景ですが、これまで都市部などの待機児童が多い地域に限り認められていた３歳以上を対象とした小規模保育事業を全国で創設できるよう国が制度化したものであります。

条例上は国の方針に合わせて規定を整備しますが、本市では３歳以上児の受皿が十分にあり、待機児童も発生していないこと、また、ゼロ歳から２歳児対象のわかみベビー園との連携施設である船越こども園をはじめ市内に３歳以上児が集団保育できる施設が十分にあることから、保育体制を大きく変更するものではございません。しかし、将来的に市内において新たな事業者等が本事業の実施を希望する可能性も想定されることから、国の法改正に合わせて整備するものであります。

次のページをお願いいたします。

３４ページから４２ページまでの改正後と改正前の表の下線が引かれた改正箇所は、本事業の創設に当たり、最低基準の目的や保育所等連携施設との連携、事業所等の内定規程、専門性の確保を目的とした特定理学療法士の活用等の区分の規定の追加となる改正内容となります。

４３ページをお開き願います。

続いて、男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

４３ページから６２ページにわたる改正後と改正前の表の下線が引かれた改正箇所は、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う利用定員や、保育の必要性に応じた優先的な選考について、新たに規定基準を加えることによる改正内容となっております。

６２ページをお開き願います。

同条とも施行期日は公布の日からであります。

続いて、６４ページをお開き願います。

議案第５２号旧払戸小学校解体工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

旧払戸小学校は老朽化が著しいほか、耐震性もなく、将来的に活用する見込みがないことから解体するものであります。

請負金額が１億５，０００万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

契約の概要ですが、旧払戸小学校解体工事で契約方法は条件付き一般競争入札、工事請負契約金額は1億5,279万円、請負契約者は、男鹿市船川港船川字海岸通り2号6番地2 株式会社沢木組 代表取締役 沢木則明であります。

本工事は、令和8年5月7日に入札を執行した結果、記載の者が落札しましたので本契約を締結するものであります。

完成期日は、令和9年2月26日の予定であります。

教育委員会関連の説明は以上であります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通） 次に、湊企業局長の説明を求めます。湊企業局長

【企業局長 湊智志 登壇】

○企業局長（湊智志） 私からは、議案第49号について御説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由でございますが、本議案は、暑くなる夏への対応として、市民の命と暮らしを守る観点から、家計・企業等の負担を軽減することを目的に実施する、国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、本市都市ガス料金の値引きを行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要といたしましては、今年の8月検針分から10月検針分までの3か月について、昨年2月から4月と8月から10月、また、今年の2月から4月に実施した料金値引きと同様の手続により、値引きする額を変えて実施するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容は、附則第5項の条文を記載のとおり改正し、第7号及び第8号の条文を追加するもので、第7号では令和8年8月、10月検針分の料金について、使用量に応じ1立方メートル当たり12.73円を値引きし、第8号では令和8年9月検針分について、1立方メートル当たり16.37円を値引きするものであります。

なお、条文の値引き額は消費税抜きであり、需要家に対する料金値引きは、税込みで14円または18円となります。本市の一般家庭用の平均使用量実績で見ますと、3か月間の合計で250円程度の値引きとなるものであります。

施行期日は公布の日であります。

以上で議案第49号の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

7番蓬田司議員の発言を許します。7番蓬田司議員

○7番（蓬田司議員） 皆さん、おはようございます。

そうすれば私から、議案第53号財産の無償譲渡について議案質疑を行いたいと思います。

6点ほどあります。

今、説明いただきましたけども、まず1点目、このオガーレ若美北部出品会というのは、もう少し、どういう組織、団体なのか。

2点目、無償譲渡の経緯と目的について伺います。

3点目、無償譲渡の条件があるとすれば、どういう条件か。

4点目、今朝、市長の真似をして夜明けと同時にあのすばらしい私の地元の宮沢海岸、すごくすばらしい景色でした。気持ちもすごく爽やかで、それでまず現場を見て、見ないと質問できないと思い、現場に行って代表の方にいろいろ事情を聞いてきました。そういうことで、あの建物の中も見せてもらいましたけども、多目的広場、この草刈り等の管理、あそこ今日見たら草ぼうぼうでかなり大変だと思いますけども、この広場、元は芝生だったんですね。芝生だったけども、今相当草ぼうぼうに荒れていますので、この管理についてお聞きしたいと思います。

5点目、この多目的広場の今後の市の考え方について伺いたいと思います。

それから6点目、この無償譲渡の後に今後補修等が必要になった場合の対応について、市の支援等あるかということについて伺いたいと思います。ここは宮沢海水浴場を通して若美漁港のそばにあるわけですが、海辺なので相当潮風というか、塩害が予想されます。今朝見たところ、今現在は屋根もすごくちゃんと整備されていて、外壁もよかったので、今現在はいいと思いますけども、この後そういうふうに補修等が必要になった場合、どのように対応されるのか、こちら辺について質疑したいと思います。お願いします。

○議長（三浦利通） 鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木健 登壇】

○産業建設部長（鈴木健） そうしますと、こちらについてはもともとの施設の所管であります私のほうからお答えさせていただきます。

まず、このオガーレ若美北部出品会でございますけれども、この団体は若美地区の漁業者で構成された任意の団体でございます。

また、こちらの無償譲渡までの経緯、それからその目的、また条件についてでございますけれども、これまでの経緯といたしまして、まず令和２年度に地元の漁業者からオガーレに出品するための加工場等が必要だという、こういった要望がございまして、こちらの施設を貸出ししてございます。その際に、若美地区の漁業や農業の振興、それからオガーレの売上げの向上にも寄与することから、当該施設は目的外利用しないという旨の覚書を取り交わしまして使用料を免除しております。

今般、スマートシュリンク、賢い縮小、こちらの推進の観点からも、市の維持管理費の削減、それから漁業振興にも寄与するということから、今般こちらの団体のほうと協議しまして無償譲渡することとなったものであります。

また、今回の譲渡に当たりまして、施設だけでなく周辺の多目的広場部分、面積で約１万２，０００平米ございますけれども、こちらの草刈りなど日常的な管理をお願いすることとしております。

また、この多目的広場、今後の考え方でございますけれども、御指摘のとおりこれまでなかなか管理が行き届かなかった面もございますけれども、今回実際、漁業従事者、この団体から管理していただけるということで、もう少し良好な管理をお願いしてまいりますし、期待できると思います。今後は、この施設と同様に地域の方々からも要望を伺いながら、また、漁業振興に寄与できるような活用法、こういったものを考えてまいりたいと思います。

それから、こちら譲渡後の施設の修繕等の考え方でございますが、この建物、相手方に譲渡することとなったものでございますので、基本的には譲渡された団体のほうで補修、維持管理が行われることと認識しております。特に現時点では市として支援というのは考えてございません。

以上であります。

○議長（三浦利通） 再質疑ありませんか。蓬田議員

○7番（蓬田司議員） ただいま、部長から説明いただきました。それで、この多目的広場1万2,000平米あるということで、かなりの広さでございます。先ほど言ったとおり、元は芝生広場だったけれども、今は相当な、ちょっとどころじゃない、かなりの草が生えていて、その団体の方にお聞きしたところ、ここもあなた方の団体で有効活用されるんですかと言ったら、いや、こんなに草生えてるし大変なので、実際のところは駐車場のほうも結構あるので、網置くとか漁具とかそちらのほうで十分なので、これはちょっと私方は容易でないという話でした。ということで、先ほどの説明では利用者団体が管理も行うということでしたが、ここら辺はそうすれば先ほどの説明でよろしいですか。若干利用者団体の感覚と違うような感じがしましたが、そこら辺について再度お聞きしたいと思います。何か取り決めというか、覚書とかやっているものですか。

○議長（三浦利通） 鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木健 登壇】

○産業建設部長（鈴木健） そちらの団体と私どもとの認識と、もしずれがあるようでしたら、この後、早急にコミュニケーションを取りまして、お互い共通の理解に立ちたいと思っております。

こちらの管理については、覚書等を交わしながら、間違いのないようにしっかりとした対応で考えてまいりたいと考えております。

○議長（三浦利通） さらに質疑ありませんか。蓬田議員

○7番（蓬田司議員） 先ほど言ったとおり1万2,000平米ということで、実際かなり、代表者の方が言うように、あれくらいの草が生えているのを管理するというのは、まず大変だと思いますけども、そこら辺、覚書とか何かあるとすれば、そのとおりにならなければいけないんですけども、できれば市のほうでも機械等あれば支援とか、そこら辺を協議しながらやってもらいたいと思います。

いずれにしても、私、今までも一般質問で地域の活性化、これについて再三取り上げてきましたけども、この代表の方にお聞きしたところ、地域の若い漁師の方々がかなりまず意欲があって、カキとかそういうのをパック詰めしてオガーレに出品すると、そういうことでしたので、地域の活性化ということについては非常に期待しております。私も昨年、ここで取れたカキ、市内の有名なスーパーより少し高いなと思い

ましたけども、すごくおいしかったので、今後について、これについては地域の活性化、そうやってオガーレに出すということで非常に期待しております。

以上で質疑を終わります。

○議長（三浦利通） 7 番蓬田司議員の質疑を終結いたします。

次に、13 番太田穰議員の発言を許します。13 番太田穰議員

太田議員、少し私のほうから申し上げますけれども、議案第46号の国民健康保険税条例の一部改正についてと通告がありますけれども、この案件については太田議員が所管の委員会ですので、まず総論的な部分については結構だと思いますけれども、細部、具体については委員会のほうで質疑していただければ、その辺を御配慮した上でやっていただきたいと思います。

以上です。

○13 番（太田穰議員） 分かりました。そうしますと、私からは議案第46号、第48号、第53号につきまして、通告に基づいて質問いたします。

先ほど議長からもありましたとおり、私の総務委員会の所管ということで、そちらのほうで細かくといいますか、審議させていただきますが、ここではその方向性といいますか、一応確認だけさせてください。簡単な確認をお願いいたします。

男鹿市国民健康保険税条例の一部改正ということで、市民に新たな負担が生じる議案ということで、子ども・子育て支援給付金として所得割が0.32パーセント、被保険者均等割が一人1,100円、18歳以上均等割が一人40円、世帯別平等割が800円、1世帯当たりの上限が3万円ということで、子ども・子育て支援納付金課税額が新設されまして、国民健康保険加入世帯に新たな負担が生じるということになりますが、簡単に2点お伺いいたします。

男鹿市全体での負担総額と対象となる世帯数はどういうものなのか教えてください。

それと、低所得者世帯への軽減措置を適用した場合の負担と、市民に制度の趣旨や負担額をどのように分かりやすく周知するのか教えてください。

細かいところは、また委員会のほうでお伺いしたいと思います。

続いて、議案第48号の男鹿市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成5年度建設の船越内子団地3棟を用途廃止し、子育て世帯へ

の住宅供給と定住促進を目的に一般世帯へ売却すると、こういった内容の議案だと思います。

方向性ですが、議案書だけでは誰に売するのか、子育て世帯を本当に優先するのか、また、売却価格をどう決めるのか、転売を防げるのかということが分からないので、売却価格をどのような基準で算定するのか、また、子育て世帯や市内への定住を希望する世帯をどのように優先するのか、お伺いしたいと思います。

併せまして、購入後すぐに転売されたり、また、目的外に利用されたりすることを防ぐため、居住期間などの条件を設ける考えがあるのか、この３点についてお伺いしたいと思います。

あと、議案第５３号、先ほど蓬田議員からもありました旧若美漁港多目的広場休憩所の無償譲渡ですが、私の考えていた質問と被ってしまうので、ここも簡単に確認だけ、質問させてください。

市有財産、市有建物をオガーレ若美北部出品会へ無償譲渡するという議案ですが、市民の財産、これを無償譲渡する上で、建物の評価額、これについて、無償とする根拠については先ほどの蓬田議員とのやり取りで分かりましたので、この建物の現在の評価額を教えてください。併せて、地域振興や農水産物の販売など公益的な目的に継続して利用されることをどのように担保するのか。先ほど覚書という話もありましたが、それで担保ということによろしいのか、その確認だけよろしくお願いしたいと思います。

○議長（三浦利通） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

まず、令和８年度の市民の負担総額といいますか、年間の予定する歳入でありますけれども、約１，４８７万円であります。対象となる世帯が３，５８７世帯、１世帯当たりでは月額約３４５円という試算をしております。

それから、課税に当たっての幾つかのモデルケースを想定しております。この中では、夫婦二人、子ども一人の３人世帯で所得が３５６万円、給与収入で大体５００万円程度を想定しておりますけれども、この場合の年間の子ども・子育て支援金の負担分は約１万３，０００円、月額約１，１００円になっております。

一方で、軽減が適用される世帯、今と同じような世帯数で収入が200万円程度の場合は5割軽減が適用されますので、年額約4,300円というふうになっております。参考とするモデルケースとしては、そのくらいかなと思っております。

それから、周知の方法ですけれども、今、令和8年度のスタートと同時に市のホームページに制度の概要は載せておりますけれども、まだうちほうの税率等が定まっておりますので、どちらかといえば国で示している制度概要等の周知になっております。この後、議案が議決された後にはですね、もっとうちほうに合ったような周知を図ってまいりたいと思っております。その際には、市の広報での周知はもちろんのこと、納税通知書へ制度に関するチラシを同封しまして、そういった周知も図ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通） 鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木健 登壇】

○産業建設部長（鈴木健） お答えいたします。

まず、特定公共賃貸住宅の条例改正についてでございます。

この売却価格の算定の考え方についてでございますけれども、こちら土地と建物がございまして、土地については不動産鑑定士からの意見書、こちらを基にして算定することとしております。それから、建物については、現在、不動産鑑定士に建物の鑑定評価をお願いしてございます。

それから、子育て世帯、市内のほかの定住を希望する世帯、どのように優先するかということですが、まずこちらの事業の目的が若者・子育て世帯向けの住宅供給を促進する、こういった事業でございます。ですので、あくまで若者・子育て世帯が優先というふうに考えております。こちら、期間を定めて公募いたしまして、その中でもし複数応募があった場合、こういった考え方、それから抽選等で選定されることとなります。

それから、購入後の転売等についてですが、これは移住・定住向けの施策の考え方と同様の考え方で、売買契約に5年はこちらに居住していただくと、そういったことで条件をつけることとしております。

以上です。

○議長（三浦利通） 無償譲渡の件。

○産業建設部長（鈴木健） すみません。もう一つ答弁漏れがございました。

財産の無償譲渡でございます。こちら、評価額の考え方でございますけれども、建物が建ってから経過年数33年以上たっております。こちら公有財産台帳上の価格といたしましては、耐用年数も過ぎており、帳簿上は1円の評価となっております。こちらの公益目的利用、どういうふうに担保するかといいますと、これはおっしゃるとおり覚書を交わします。そしてこちらの団体とは漁業振興、それからオガーレの販売等を通じて日常的にやり取りする、そういった団体でございますので、こちら覚書の取り交わしで、また日頃のコミュニケーションで十分担保できているものと考えております。

以上です。

○議長（三浦利通） 再質疑ありませんか。太田議員

○13番（太田穰議員） 御答弁ありがとうございました。

議案第46号、議案第53号については分かりました。

議案第48号の3棟用途廃止すると。今の御答弁で、複数あった場合は抽選ということですが、今後、また用途廃止し、こういった制度をまた設けていくのか、その点だけお聞かせください。

○議長（三浦利通） 鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木健 登壇】

○産業建設部長（鈴木健） お答えいたします。

今後ですけれども、それはこれから考えるというところでございますけれども、特定公共賃貸住宅、こちらは通常の公営住宅、低所得世帯向けの住宅でございまして、特定公共賃貸住宅はそちらより少し所得層が高い、いわゆる中堅所得層向けの住宅でございます。男鹿市には、今回の3棟も含めて15棟ございまして、現在、空いている建物が10棟ございます。こちらをどうするのかというのも担当の建設課で検討課題となっております。こちらをただ空き家のままにしておくというのも、また非常にもったいない話ですので、こちらの有効活用、そうした観点から、今回まず3棟やってみて、そしてこちら補助金の財産処分の制限がございまして。この後もその制限期間が満了する、そういった建物が出てまいりますので、こちらをどうするのか、これは市の賢い縮小、いわゆるスマートシュリンクの観点からも有効に活用できるような方

策を考えてまいりたいと思います。

○13番（太田穰議員） 終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦利通） 13番太田穰議員の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ございませんか。8番安田健次郎議員

○8番（安田健次郎議員） 前任者の質問に対しての議長の配慮で、所管であっても多少は許されるという言葉がありましたので、私も少しだけ、遠慮はします。いずれ所管なのでね、中身についてはほかでやりたいと思います。基本的なことだけ2点聞きたいと思います。

一つは、議案第46号ですけどもね、これ、国の子ども・子育て支援法、それに基づいて、普通の御家庭の支援制度を和らげるためにという理由で、国会で議論されたんですけどもね、これが3兆6,000億円ですか、年間。3年間で市民に対する国民1人あたりは250円から三百何ぼ、3年目には450円というような、段階的に引き上げられいくわけですけども、これ私、質問してる子育て支援に対するこの支援法を乱暴にね、国民健康保険法という法律に基づいているものに、こういうことを付け加えてやる手法というのは、例えば今、国民健康保険には様々な介護保険も付け加えてみたり、高齢者対策も、今度は高齢者の所得に応じた部分も加味するという方向ですよね。だから、今、学者に言わせますと、国民皆保険が大変だと。崩壊するんじゃないかってまで言われてる。国では恐らく、まあ官僚国家ですから、それなりに三つの保険を合併して一本化しようという動きもあると思うんですけども、いずれ今、男鹿市ではこの国民健康保険に対する思いというか、高さというか、負担というか、これが非常に大変だと思って私質問してるんですけどもね。こういう手法について市長はね、子ども・子育て支援法だから仕方がないということで専決処分したのかどうか、これ一つね、考え方を聞いておきたいと思うんです。

それから、額は大きくないんだけど負担額が上がるんですけども、国民健康保険を引き下げたい、過去には一般財源から補填してまでもね、下げてきた経緯がある、それは市民に対する思いやりだと思うんですね。財源は大変ですけども。でもやっぱりこうやって引き上げていくと、またまた負担が増えるんじゃないかと。これらに対する考え方ね、市長にこの二つだけ聞いておきたいと思います。中身については委員

会でやりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（三浦利通） 暫時休憩します。

午前 10 時 55 分 休 憩

午前 10 時 56 分 再 開

○議長（三浦利通） 再開します。

佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） まず、専決処分はしてございません。専決処分でもよかったかなと私は思っていますけども、ただやっぱり、市民の皆さんにね、国民健康保険を通じて新たな負担を求める形になりますので、議論をしてもらったほうがいいだろうということで、専決処分している市町村相当ありましたけども、本市ではこういう形で6月議会で上程したというふうなところを、まず誤解しないでいただきたいと思ひます。

で、問題の所在って三つあると思うんですね。

まず一つは、今回、国がね、ラストチャンスだということで、その少子化対策、これを社会全体で子育てを支えるという観点から、今、議員おっしゃったように子ども・子育て支援制度を創設して、児童手当の拡充ですとか、妊婦さんへの給付ですとか、こども誰でも通園制度、こういった制度を創設して事業をやりましょうという、これ要るのか要らないのか、これは国のほうでやる検討されて、必要だということでまず法律が通ったわけですね。じゃあその次に、そのための財源、先ほど議員のほうから1年間で3.6兆、あれ3年間で3.6兆ですので、過疎化プラン3年間、令和8・9・10の3年間で3.6兆円ですので、この財源をじゃあどうするのかと。国のほうでは、国民から等しく負担していただきましょうというふうなその仕組みとして、全ての医療保険料、当然国民健康保険、今回ありますけども、我々のやってる共済、これはもう既に4月から引き落とされておりますし、それから協会けんぽ、要するに国民皆保険に係るところ全部に上乗せをして徴収すると、そういう方法を選択したわけですね。じゃあこれがどうかと言われると、我々としてもね、いやいやうま

いこと考えたというか、逃げられないようにされてるというかね、要は国のほうでね、これについてもこういう仕組みを、全ての国民から国民保険料をお支払いしてもらっているんで、それに上乗せすると、まず間違いなく徴収できるというふうなことでこれを使ったわけですね。これについて、いや、一自治体として、もしくはね、市長個人として、事務を預かる副市長としてどうかと言われれば、やっぱり我々も疑義はないわけではありません。ただ、これもやっぱり国のほうでしっかりと議論されて、国会で議決されてそういう仕組みにしたわけでございます。ですから、まあまあそれをこの場でどうのこうのと言われても何ともしようがないというか、それともう一つね、先ほど三つあると言ったもう一つが、要すればずっと議員がおっしゃってるね、国民健康保険、高いんでないかと。この議論はね、また別の話であって、今回これ上乗せされる子ども・子育て支援の納付金は、ほかの方々も全部上乗せされて取られるわけですので、しかも子育てに係る均等割は納めなくてもいいよというような形になって、要するに全部が等しくという上乗せですので、ベースになる国民健康保険自体がね、ほかの保険に比べれば高いんでないと言われるのは、その議論は今までもずっとやってきてますのであれですけども、これやっぱり確かにそれはあれですよ、うまいこと逃げられないようにやったというふうな、少し語弊はありますが、国民から等しくいただくという点で、この制度を活用したということで、様々な意見はあるでしょうけども、万やむを得ない話じゃないかなというふうに思っています。

○議長（三浦利通） 安田議員、さらに質疑。

○8番（安田健次郎議員） 注意を受けるんでやめますけども、いずれ委員会で詳しくやりたいと思います。いわゆる独身税とも言われてますよね。そういう税を保険に加味するということ自体が問題なんじゃないかなということをつけ加えて終わります。
以上です。

○議長（三浦利通） 8番安田健次郎議員の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。9番佐藤誠議員

○9番（佐藤誠議員） 私からは議案第45号について少しだけ伺いたいと思います。
これ、新しい再生可能エネルギーのことについて、これは今現在設置しているものがあるんですけど、男鹿市内でも。それに対しての課税なのか、これから新しく、多

分これ、概要の2ページには、令和7年度までの分と、それから令和8年4月1日から令和11年3月31日までって書いてますけども、今まで、令和7年度まではこの課税標準が4分の3と、例えば一番上には書いてますけど、今までこの基準でやってきたと思うんですけど、これそうすると、例えば男鹿市でこういう新しい基準になると、どのくらい変化が出てくるのかなと、税収とか、もし分かったらそれを教えていただきたいと思います。

○議長（三浦利通） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

今回改正となるのは、この後といいますか、令和8年4月以降に設置した分になりますので、令和9年度課税から適用になると。

今、質問にありました改正前の規定で適用となっているのは、令和8年度で納税義務者数にして10者になります。個人も入れて10件ということになります。

○議長（三浦利通） 再質疑ありませんか。佐藤誠議員

○9番（佐藤誠議員） 少し細くなるんですけど、その10件でどのくらいの変化が出てくるのかっていうのは分かりますか。

○議長（三浦利通） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） 課税額の合計で約1,000万円、927万1,000円になります。

○議長（三浦利通） さらに、佐藤誠議員。

○9番（佐藤誠議員） 分かりました。ありがとうございました。終わります。

○議長（三浦利通） 9番佐藤誠議員の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。3番小野肇議員

○3番（小野肇議員） おはようございます。

私のほうからは、議案第51号北浦コミュニティセンター移転改修工事請負契約の締結についてお聞きいたします。

まず一つ、条件付き一般競争入札の応札会社は何社であったか。それと予定価格に対する請負率は幾つであったか。それと今回も分離発注しておりませんが、なぜしな

かったのか。その３点についてお願いします。

○議長（三浦利通） 暫時休憩します。

午前 11 時 06 分 休 憩

午前 11 時 08 分 再 開

○議長（三浦利通） 再開します。

杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

入札業者は４者、請負率が 97.5 パーセントとなっております。

分離発注しなかった理由につきましては、当該工事につきましては、一括で発注したほうが価格の面でメリットがあるというような判断をさせていただきました。

○議長（三浦利通） さらに質疑ございますか。小野議員

○３番（小野肇議員） 通告してなくて申し訳なかったです。ありがとうございます。

４者の応札があって、97.5 パーセントは分かりました。

分離発注に関しては、私、以前から、市内業者の育成ということで、12月議会では考えが変わったのかというような話もありましたけど、変わっておりませんので、そのままの流れなんですけども、一般質問でもお話しておりますけど、この業界の技術者が少なくなっているという現状の中で、やはり市内業者を含めまして受注の機会を増やすということが、お金の面だけでなくですね、今後の将来への投資にもなりますので、その辺のところ、指名審査委員会でそういうお話は出なかったのか、そこら辺のところひとつお聞きしたいと思います。

○議長（三浦利通） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 出てございません。これだけの建築コストの上昇でですね、容易でない状況ですので、多分しばらくは出ないんじゃないかなと。当然、業者、技術者の育成は大事な観点ですけども、これに限らずいろんな手法、手だてはあると思いますので、そちらのほうでまた頑張ってまいりたいというふうに思います。

○議長（三浦利通） さらに質疑ございませんか。小野議員

○3番（小野肇議員） 市の方針というところで分かったんですが、この物価高騰と円安というのはこれからも続きますけども、もし、複合交流施設等の発注もございすけども、金額をやはり優先するという事で、地元の業者の育成とかいろんなメリットあるんですよね。下請業者さんが、今、下請って言わないですよ、協力何とか会社って言いますよね、確か、ありますけども、その方々、例えば設備屋、電気工事屋、いろんなところありますので、分離発注することによって、やっぱり金額を上回るような効果が私はあると思いますので、この辺のところ、今後の発注の形式といいますか、その辺の市のお考えは、やはり金額を重視していくのかというところをひとつお聞きしたいと思います。

○議長（三浦利通） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

金額はもちろん重視していきます。ただ、それだけでなく、議員おっしゃるとおり地域に与える影響ということもありますので、そういったことの総合判断の中で進めさせていただきたいというふうに思います。具体的に申し上げれば、例えば5万、10万高くて市外の業者にやるよりは、まあまあ例えばの話ですけども、市内の業者にやったほうがいいだろうというふうには思いますけども、例えばその金額が明らかに大きいと。2倍、3倍になるようなものの中にはあるだろうと思いますので、そういったところは個々の状況に応じて、個別の判断で対応させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通） 3番小野肇議員の質疑を終結いたします。

ほかにございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に、議案第44号から第56号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会設置、付託

○議長（三浦利通） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通) 御異議なしと認めます。よって、予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

さらにお諮りいたします。議案第57号から第59号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通) 御異議なしと認めます。よって、議案第57号から第59号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 議案第60号を上程

○議長(三浦利通) 日程第3、議案第60号令和8年度男鹿市一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長(菅原広二) ただいま議題となりました補正予算案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、国の経済対策の一環として、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するための経費を措置したもので、歳入歳出それぞれ1,225万円を追加し、補正後の予算総額を174億7,825万円とするものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(三浦利通) これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（三浦利通） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程第４ 予算特別委員会付託

○議長（三浦利通） 日程第４、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第６０号については、予算特別委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、議案第６０号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

休会の件

○議長（三浦利通） 以上で本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。６月１９日から２９日までは議事の都合により休会いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、６月１９日から２９日までは議事の都合により休会とし、６月３０日、午後２時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前１１時１６分 散 会

議 案 付 託 一 覧 表

総 務 委 員 会

- 議案第 4 4 号 男鹿市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 5 号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 6 号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 1 号 北浦コミュニティセンター移転改修工事請負契約の締結について
- 議案第 5 3 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 5 4 号 字の区域の変更について

教育厚生委員会

- 議案第 5 0 号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 2 号 旧払戸小学校解体工事請負契約の締結について

産業建設委員会

- 議案第 4 7 号 男鹿市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 8 号 男鹿市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 9 号 男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 5 号 市道の廃止について
- 議案第 5 6 号 市道の認定について

予算特別委員会

- 議案第 5 7 号 令和 8 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 8 号 令和 8 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 9 号 令和 8 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 60 号 令和 8 年度男鹿市一般会計補正予算（第 2 号）について

